

# ポーランド新投資優遇制度概要

(2019年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ワルシャワ事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ワルシャワ事務所が現地法律事務所 Dentons 法律事務所に作成委託し、2019年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Dentons 法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Dentons 法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ワルシャワ事務所

E-mail：pow-info@jetro.go.jp

**JETRO**

本報告書作成委託先：

Dentons 法律事務所  
ジャパン・プラクティス

rondo ONZ 1, 00-124 Warszawa  
Poland

Tel:(+48) 22 2425 298

japandesk.europe@dentons.com

## 目次

1. ポーランドにおける投資と開発の条件 .....	1
2. ポーランド旧特別経済特区制度の概要 .....	1
3. ポーランドにおける新投資優遇制度 .....	2
4. 現在の政府補助金（グラント）制度（PAIH によるもの） .....	12
5. ポーランドにおける事業投資についてのほかの潜在的インセンティブ .....	15
6. 利用可能なインセンティブ（優遇措置）についてのポーランドと近隣中東欧諸国との比較 .....	17

# ポーランド新投資優遇制度概要

## 1. ポーランドにおける投資と開発の条件

ここ数年にわたり、ポーランドは堅調な GDP の成長をみせており、2018 年は 5% の GDP 成長率であった。ポーランドには、概して英語を習熟している高等教育を受けた者の占める人口が多く（およそ年間 39 万人）、また、ポーランドの労働者は一般的には効果的で熟練しており習熟も早い。高速鉄道網や地方空港と同様に、幹線道路や高速道路を含むインフラは、近年飛躍的に改善されている。EU 加盟国として、ポーランドは、EU27 カ国の市場への有益な端緒を提供するものである。自動車、航空機、機械、そして食品加工まで、さまざまな産業セクターの重要なハブ拠点と集積地が既にポーランドには確立しており、ここ数年にわたって、より多くの投資家と投資（現在まで合計 1,760 億ユーロ）を呼び込んでいる。ポーランドは、CEOWORLD Magazine においては近年世界第 2 位として評価されたことを含め、最も魅力的な投資拠点とたびたび評価されており、2018 年には FTSE によって中東欧における最大の経済成長国と評されるに至った。EU によると、日本は、EU 圏外の国としては、ポーランドにとって 11 番目に大きい貿易相手国である。ポーランドから日本への輸出額は 500 億ユーロであり、日本からの輸入額は 1,300 億ユーロに達する。

## 2. ポーランド旧特別経済特区制度の概要

2018 年まで、ポーランドは、旧特別経済区（Special Economic Zones、通称 SEZ）において法人税（CIT）減免措置を導入していた。このため、国内の 14 の地域が SEZ として選ばれていたが、ポーランド全体からみた場合、SEZ とされていた地域は国土の 1% にも満たないものであった。それゆえ、減免措置は、投資家が、ある SEZ 領域に該当するエリア内に所在する使用可能な不動産を見つけ、それを獲得することができた場合にのみ活用できるものであったため、場合によっては活用が難しい地域もあった。SEZ 領域外に所在する不動産にも関心を持っていた投資家は、継続してその不動産の SEZ 領域への組み入れを求めていたが、手続きには、閣議決定が必要であるために時間を要することが見込まれ、投資家からのビジネスニーズに応じる対応が難しかった。

投資プロジェクトを SEZ 領域内で展開する投資家は、最長で 2026 年 12 月 31 日まで減免措置の適用を申請することができた。実際の減免額は、適格投資費用から割り引かれる一定割合として算定されていた（関係地域に応じて定められていた。）。

### 3. ポーランドにおける新投資優遇制度

#### 3.1. 新制度の詳細について

旧 SEZ 制度は、2018 年 9 月 5 日より新特別経済区（Polish Investment Zone、通称 PIZ）制度により置き換えられた。現在、投資関連税の減免は PIZ に基づいてのみ受けることが可能である。もっとも、既に発行済みの SEZ 許可については、当初の満了期日（主として 2026 年 12 月 31 日）まで変更はなく、従前発効したとおりに確実に適用され続ける。

PIZ 導入の背景には、ポーランド東部地方の多くの発展後発地域やポーランド国内に点在する衰退地域の中心部などの、これまで投資家の関心を得るのが困難であった地域に、より多くの投資を呼び込む目的があった。それゆえ、新制度運営の一般的な論理としては、投資家にとって既に魅力的な地域については PIZ 決定を得るために満たす必要のある条件がより多く求められ、また、助成も大きなものではなくなるが、逆に、これまでに投資家に関心が持たれていない地域である場合には、PIZ 決定を得るための条件が容易であり、またより大きな助成を得られやすいとされている。

##### 3.1.1. 新制度の基本原則

PIZ 制度における法人税減免の計算式および程度は、SEZ におけるそれと大きく異ならない。従って、PIZ 減免額は、現在も適格投資費用の割合に基づき計算され、これは投資が行われる地域により異なる（2014 年から 2020 年の間、最も産業化された地域であるポーランド南西地域における 25%から東部の 50%まで、詳細は 3.1.4 参照）。従前の SEZ の場合と同様に、PIZ 減免措置が適用される投資費用は、資本支出（製造業では最も一般的な実務的選択肢）または 2 年間の人件費（多額の資本支出を伴わないことの多いサービス産業により適合的）のいずれかである。

加えて、SEZ の場合と同様に、PIZ 減免措置を受けるために、投資家は、PIZ 決定の申請を行い、行政手続きを通じて地方の PIZ 機関（従前の SEZ マネージャー）により発効される PIZ 決定を受ける必要がある。

最も重要な点は、PIZ 制度は、投資家に、ポーランド域内に実在するどのエリアにおいても法人税減免の恩恵を与えるという点にある（より優先的な認可が必要な未開発鉄鉱資源上の土地を除く）。すなわち、投資家は、もはや SEZ 領域として従前指定されていたわずかな領域を狙う必要はなく、その目的に適うポーランド中の土地・区画を検討・対象にし得る。結果として、PIZ 決定は、申込者によって投資区画として示された土地に対して、特定の構想を考慮したうえで与えられる（従前は SEZ 許可証が発効された SEZ 領域内に所在することのみが求められた）。

従前の SEZ 許可と異なり、PIZ 決定は一律の有効期間を与えられるものではない。これまでと異なり、10 年、12 年または 15 年なり、一定の期間発効される。助成が潜在的に集中する特定の地域で大きくなればなるほど、発効される PIZ 決定が発行されるまでの申請期間も長くなる（詳細は 3.1.4 参照）。

加えて、量的な条件に関しては、PIZ 法は、（特に巨額の投資を行う投資家に対して）最低投資費用の敷居を劇的に上げた。加えて、新制度は、提示された投資プロジェクトの評価に対する質的な基準も導入し、資格を得るためには、投資プロジェクトにおいて一定のポイントを得なければならないものとなっている（詳細は 3.1.2 を参照）。

PIZ 決定を得るための手続きは、従前の SEZ 許可を得る際の手続きと大幅に異なり、入札手続きは廃止され、異なる新たな書類とルールが導入され、これに従わなければならない（詳細は 3.1.5 参照）。

PIZ 制度の下において、投資家は、（設備の近代化、投資拡大および再投資を含め）当初投資に続く再投資のために複数の PIZ 決定を申請でき、または、PIZ 決定を従前の制度の下で発効され現在も有効に存続する SEZ 許可と結合させることができる。これらのケースでは、減免措置は、SEZ 許可と PIZ 決定双方の結合に基づくこととなり、これは投資家に大きな利益をもたらす。同様に、従前のケースでは、法令は単なる SEZ 許可の結合も認めていた。それゆえ、PIZ 制度は、従前の SEZ 制度が有していた最も重要な利点の一つである複数の決定（許可）で得た減免の結合を利用できる点を保持したといえる。

SEZ 制度と対照的に、公的財政の懸念がある場合、ポーランド政府は、新たな PIZ 申請を政府が適当と考える一定期間延期することができる。この延期は、延期公表にもかかわらず、既に新規投資登録を行った投資、すなわち、PIZ 申請を行い PIZ 決定を受け得る投資家には及ばない。

さらに加えて、投資家が税法を逸脱したとして有罪とされた場合には、PIZ 規制の直接の逸脱であろうが関連するほかの税領域の逸脱であろうが、PIZ 減免措置は無効となり違約利率（現在は 8 パーセントに設定されている）とともに回収されることとなる。

### 3.1.2. 補助の量的・質的条件

量的な条件に関して、投資費用額は、1 億 PLN から 20 万 PLN の間で法令に定められた最小閾値に達しなければならない。

閾値は、地域の失業レベルと投資家または関連投資のタイプにより地域ごとに異なる。そのため、以下に説明するとおり、地域(*powiat*)により、または投資ごとに大きく異なることとなる。

失業の程度 (国の平均失業率 と対比して)	最低投資費用(100 万 PLN 単位)					
	衰退都市と それらの 近隣エリア	大会社	中会社	小会社	近代的な サービス業 の拠点また は研究開発 拠点	マイクロ会社
≤60%	10	100	20	5	5	2
>60% - 100%		80	16	4	4	1,6
>100% - 130%		60	12	3	3	1,2
>130% - 160%		40	8	2	2	0,8
>160% - 200%		20	4	1	1	0,4
>200% - 250%		15	3	0,75	0,75	0,3
>250%		10	2	0,5	0,5	0,2



プロジェクトが製造業に関連するのかサービス業に関連するのかによって、ポイント付与基準はわずかに異なる。要約すると、ポイントは次のようにして得られる。

製造業	サービス業
持続的な経済成長	
特権セクター — 自動車、航空機、機械、電気および電子機器、IT、食品加工など、PIZ 法に定められた 10 の異なるセクター	
海外売上高比率 — 統計当局によって公表された国家経済における非金融会社の暦年の平均比率（約 20%）と対比された比率	
<b>研究開発費</b> 研究開発費 ≥ 運用コストの 1% または <b>労働時間配分</b> 研究開発への労働時間配分 ≥ 総労働時間の 2%	
中小状況（SME status）	
<b>国家の主要セクター</b> — 政府が開催するコンペティションで選ばれたこと	<b>クロスボーダービジネスサービス拠点</b> — 年間純売上高 ≥ 10 万 PLN
持続的な社会成長	
<b>専門的な職場環境と安定した雇用</b> 従業員の少なくとも 80% が、労働契約に基づいて雇用され、高等教育、中等専門学校または職業訓練教育の学位を得ており、卒業証書、修了証書またはその他の実践的な資格のある文書を保持している。	<b>高給職業と安定した雇用</b> 平均総報酬が全国平均（約 PLN 4,200）を超えており、従業員の最低 80% の従業員が雇用契約に基づき雇用されている。
自然環境への悪影響が小さいこと — EMAS、ETV、ISO 14001 などの認証を得ていること。	
ローライゼーション	
衰退都市（または近隣地域）における失業率 ≥ 全国平均の 160%、ただし県知事（provincial governor）または県議会（provincial counsel）が所在する都市を除く。	
<b>従業員の訓練／学校との共同</b> — 従業員の訓練または従業員の教育資金の調達として、従業員 1 人当たり年間最低 1,000PLN を、少なくとも 50% の従業員のために負担するか、または、従業員による学校や科学的研究への協力もしくは支援。	

**従業員への現物給付** – 追加のヘルスケアプログラム、追加の福利厚生、文化的小よび教育的活動、保険など一少なくとも従業員 1 人あたり年間の総額で 800PLN（額面・全従業員に対して）

重要なこととして、設備投資に基づく PIZ 減免の場合、投資家は、投資完了から 5 年間（または中小投資家の場合は 3 年間）その投資を維持しなければならない。雇用費用に基づく PIZ 減免（2 年間の人件費、上記 3.1.1 参照）の場合は、5 年（または中小投資家の場合は 3 年間）にわたってその雇用水準が維持されなければならない。どちらの場合でも、定性的基準に基づいて行われた誓約は、投資の完了から 5 年間（または中小投資家の場合は 3 年間）遵守される必要がある。

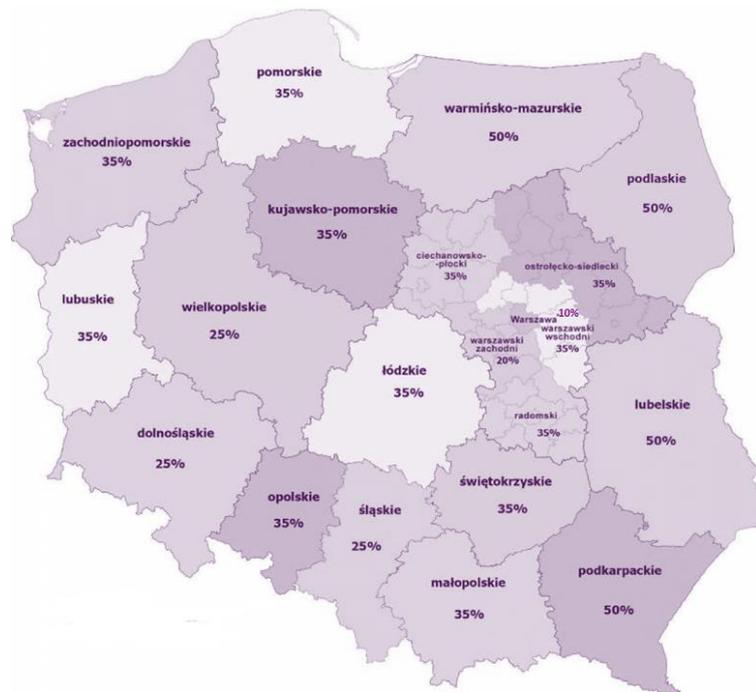
### 3.1.3. インセンティブ（優遇）の効果

PIZ 減免措置の重要なルールの一つは、従前の SEZ 制度から変わらない特徴であるインセンティブ効果に関するルールである。そのルールにおいては、PIZ 申請の提出前にプロジェクトの作業が開始された場合、PIZ 減免措置は当該投資プロジェクトに付与されることはない。このような作業の開始には、建設作業の開始、機械の購入、または撤回不可能な投資の初期合意のいずれかが含まれる。これらの概念は、実際には広く解釈されている。従って、PIZ 申請が提出される前にこれらのいずれかが発生した場合、投資全体（申請前に行われた活動費用に限られない）が、PIZ 減免措置から除外される。

例外として、最も重要なことは、不動産の取得などの特定のステップは、プロジェクトの作業開始に該当しないため、PIZ 減免措置から除外される投資となることなく、PIZ 申請前に行うことができることである。そのようなステップのほかの例としては、関連する許可の申請や実現可能性調査などの準備作業が含まれる。それでも、PIZ 決定がなされる前に、不動産の取得を含むこれらの措置がとられている場合、それらの各費用は PIZ 減免措置の対象にはならない。

### 3.1.4. インセンティブ（優遇）の範囲

前述のとおり、PIZ の減免額は、対象となる投資の適格費用からの割り引きと地域（województwo）ごとに適用される地域の強度レベルの積により算定される。強度レベルは、中会社の場合は 10%、小会社・マイクロ会社の場合は 20%増加する。2014 年から 2020 年の間は、以下のポーランドにおける助成強度地図に基づいて計算が行われるべきとされている。



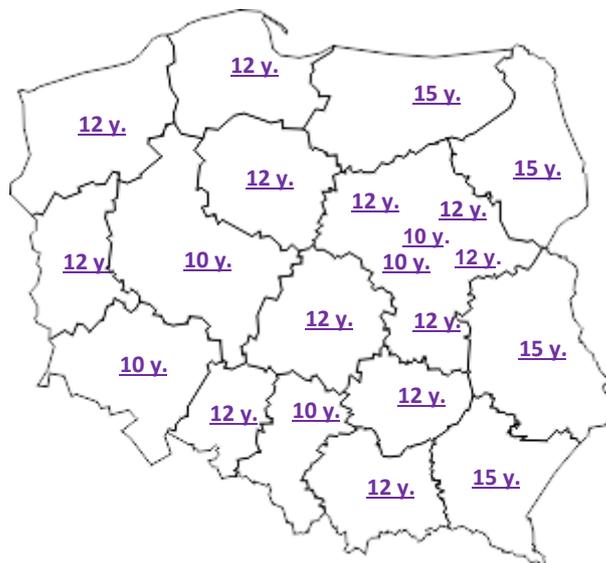
適格費用には、投資目的で取得または開発された不動産の費用、ならびにその投資に関連する機器の購入、製造、またはアップグレードの費用が含まれる。大規模投資家の場合、すべての資産が新しいものでなければならない。リース費用も、条件に応じて適格費用とみなされる。大規模投資家の場合、無形資産の原価もまたこれらの資産が無関係の者から取得され、全体の適格費用の 50%を超えない範囲内でのみ適格費用とみなされる。利用可能な国家助成の算出のため割り引かれた適格費用の表示が必要となる場合があり、現在は割引率として 2.87%が適用されている。

時期については、投資家への PIZ 決定の付与後に発生した費用のみが適格とみなすことができる。従って、特定の投資費用が PIZ の決定日より前に負担された場合（インセンティブ効果ルールにより投資全体が PIZ 助成の対象外とならない場合は、上記 3.1.3 を参照）、それらは適格費用の適用枠外となる。

重要なことに、PIZ 減免措置は、PIZ 決定において、統計的な PKWiU 2015 コードに従って明示的に記載されている活動にのみ適用される。そのリストは、主に PIZ 申請で投資家から提供された PKWiU 2015 コードの詳細なカタログに基づく。従って、投資家は、必ずしも明白に判別することができない一定の目的範囲を含めて、PIZ 申請に含まれる活動の目的範囲を慎重に検討しなければならない（例えば、産業廃棄物処理、維持および補修サービス、または PIZ 減免措置によりカバーされる中心事業に関連する研究など）。SEZ 制度の場合と同様に、PIZ 法は、小売や金融サービスなど、PIZ の恩恵を受けられない活動のリストも提供している。PIZ の除外は、SEZ ブラックリストに従っているが、以前の SEZ 法と比較して一定の調整が行われた結果、特にオンライン出版物、本社、経営管理、建築、エンジニアリング、技術研究、スペシャリストデザイン、環境アドバイスサービスにも及んでいる。

従前の SEZ 法に従い、EU / EEA 内での事業の移転について PIZ 減免を取得することはできない。ただし、EU / EEA 外からポーランドへの移転およびそのような投資に対する PIZ 減免の取

得は可能である。すなわち、ポーランドにおけるプロジェクトが、ポーランドへの投資の前後2年以内に行われたほかのEU / EEA加盟国からの活動の単なる譲渡を含む場合、助成が利用できないことを意味する。PIZ 決定の期間については、2014年から2020年の間では、以下のポーランドの地図に基づき決定されている。



上記にもかかわらず、投資が、従前のSEZ法の下で設定および運用されているSEZの一部地域に所在する場合、PIZ 決定の期間は15年間（投資を行っている地域がいずれであるかに関係ない）と定められる。

いずれにせよ、PIZ 決定は、特定の土地構想の観点と住宅および土地の登録番号に従って発行される。従って、PIZ 減免措置は、これらの区画で行われた活動からの利益にのみ適用される。これらの区画外で行われる活動に関連するいかなる利益も減免の対象外となる。PIZ 制度は、適格区画外で行われる活動については、会社内の別個の組織部門にて管理運営され、個別の帳簿がこれらの活動のために保管されることを必要とする。

### 3.1.5. 申請手続き

投資家は、まず初めに当該投資のための特定の場所を選択する必要がある。PIZ 決定の正式な申請は、その場所に管轄権を有するPIZ 関連当局に提出しなければならない。実際には、申請前の手続きにも所定の予備申請手続きがあるため、申請には弁護士または当局から助言を得ることが有益である。いずれにせよ、PIZ 申請は、ポーランドの子会社によって提出されなければならない（例えば、日本の株主が申請を行うにはできない）。

PIZ 申請は、法律で定められた様式を用いて提出する必要がある。これには、投資場所およびその説明、適格費用の最小額および最大額の見積額、それらのクラスの分類（不動産、建物およびインフラ、機械設備および無形資産）ならびに予定、投資の開始日および完了日、提示する雇用目標およびその維持期間ならびに活動目的のPKWiU 2015 分類コードなどの記載が必要である。

そのフォームの添付書類としては、投資家、投資家グループ、および投資に関するさまざまな（おおむね法的なもの）情報を提供する広範な国家助成質問表も必要である。加えて、PIZ 当局

は、取締役会メンバー、および株主の刑事記録（無犯罪証明）、投資場所の地理的状況、EU / EEA のほかの場所からの事業の移転、支払能力など、これらの問題に関するかなりの数の添付書類および宣誓書も要求する。土地台帳からの抜粋、区画を示す地図、税金および社会保障費の延滞がないことの宣誓書、または過去 3 会計年度の財務諸表のコピー（または新たに設立された子会社の場合同等の財務諸表および宣誓書）も含まれ、これらは実務的に求められる。

PIZ の申請手続きと並行して、申請者は PIZ 当局と、通常はその当局から受け取った提案とテンプレートに基づいて投資期間中を通じて投資家が支払うことを要求される PIZ 手数料の金額と条件を交渉する必要がある。その後、PIZ 当局は、投資家に対して、これらの事項を定めた契約書に署名することを求める。

申請手続きは、申請から 1~2 カ月以内に PIZ 決定に至ることが予想される。実際には、PIZ 決定はより迅速に行われることが多い。申請者は、取得した PIZ 決定の重要部分に異議を唱えた場合、例えば、PIZ 決定に概説されている免税条件が申請と矛盾している場合、または PIZ 決定が拒絶された場合には、起業技術大臣に控訴することができ、その後、裁判所に訴えることができる。

### 3.1.6. PIZ 制度下の申請者に対する助言

- ✓ インセンティブ効果ルールを侵害しないように、できるだけ早く PIZ 決定を申請する。
- ✓ PIZ 申請がまだ提出できない、または時期尚早である場合は、PIZ 制度が一時的に停止されている場合でも PIZ 申請をその後に提出できるよう、少なくとも投資計画が新規投資登録簿に登録されるよう手配する。
- ✓ PIZ 決定に記載されている区画で行われた活動のみが PIZ 減免の対象となるため、PIZ 申請には、その後の段階におけるものも含め、投資に必要なすべての区画を含めるよう留意する。
- ✓ 該当する PKWiU 2015 コードに従って、ポーランドの施設で目的とする活動を慎重に修正し、それらの包括的なリストを PIZ 申請手続きで提供する。
- ✓ 定性的基準を選択してポイントを得る場合は、柔軟性を確保し、将来的に問題が発生した場合に備え、PIZ 減免を失うことなく誓約を最小限に留めるため、最低限求められる上記の一つまたは二つの基準を検討する。
- ✓ 設備投資に基づく PIZ 減免を享受する投資の場合、過度の誓約をすることなく、自社の組織にとって最も都合の良い雇用目標と維持期間を提示する。
- ✓ 助成をより効率的かつ迅速に活用するために、PIZ の恩恵を可能な限り利用できる（詳細は以下のコメント参照）ほかの投資および研究開発と組み合わせることを模索する。

### 3.2. SEZ インセンティブの事例

以下の例はすべて厳密には架空のものであり、実際に行われたまたは意図された投資を反映するものではない。

#### 事例 1：工業地域における大企業の重要なグリーンフィールドプロジェクト

##### 事案：

これまでのところ EU 内ではまだ事業を行っていない、自動車産業の大会社に該当する日本の投資家は、ポーランドの製造拠点への新規（グリーンフィールド）投資を検討している。投資の概算費用は少なくとも 1 億 5,000 万 PLN であり、好ましい場所は、雇用率約 4% のポーランド南西にあるシロンスク地方（województwo śląskie）である（衰退都市やその近隣ではなくかつ従前の SEZ ではない）。少なくとも 250 人の従業員が雇用されるとのことである。

##### PIZ 評価：

当該地域の雇用率は全国平均の 60% 以上 100% 以下であるため、投資家は少なくとも 8,000 万 PLN の適格費用を支払う必要がある。推定投資額は既に 1 億 5,000 万 PLN であるため、定量的条件は満たされるであろう。定量的条件によると、投資場所としてシロンスク地方は、適格投資となるためには少なくとも 6 ポイントを得なければならない。

投資は、ポーランドの特権産業セクターの一つである自動車産業に行われるので、投資の部門別評価において既に 1 ポイントを獲得することができる。海外売上高比率の基準においても、さらに 1 ポイントの獲得が可能と思われる（施設の生産量の大部分は、ポーランド国外での販売を想定しているため、海外売上高比率の基準を超過する可能性がある）。そして、通常さらに 3 ポイントが、専門的な職場環境および安定した雇用、従業員の訓練および従業員の現物給付という基準の下、投資家が獲得できる範囲にあり、従って合計で 5 ポイントを獲得することが見込まれる。

投資の場所をそれほど変更することができないと仮定すると、投資家は主に、自然環境への悪影響が少ないことや研究開発費用基準の下で、1 点を獲得することを検討する必要がある。その結果、投資は過度の調整なしに PIZ 減免の対象となることを見込まれる。シロンスク地方および大企業の投資家の地位の場合、PIZ 減免は、10 年間で投資対象となる費用の 25%、割り引き次第であるが少なくとも 3,750 万 PLN となる。

#### 事例 2：工業化未開発地域における中規模企業の普及プロジェクト

##### 事案：

中会社である電子産業の日本の投資家は、既にマウオポスルキ地方（województwo małopolskie）にある生産施設を運営している。この都市は衰退都市として指定されており、失業率は約 2% と公表され、以前は SEZ に含まれていた。

投資家は、生産ラインが、より革新的な商品を提供し、より効率的に稼働できるよう工場をアップグレードする計画である。投資家は、ポーランドに所在し製造している二つの工場から、同社のポーランド製の生産物を購入する重要な顧客を有している。アップグレードの推定費用は、最大でも 1,500 万 PLN である。投資家は、これまでのところアップグレードのための新規雇用を検討していない。

## PIZ 評価：

一般的に、失業率が全国平均の 60%を下回る地域では、中規模投資家は、少なくとも 2,000 万 PLN の設備投資を誓約する必要がある。これは、検討中の投資を PIZ 減免から除外するには十分な要件である。

しかし、当該地域は衰退都市と隣接しているので、実際には、最低適格費用は 1,000 万 PLN のみであり、投資家の目的とするアップグレードは、実際、助成の恩恵を受けることができると思われる。質的基準に関しては、マウオポスルキ地方の場合に必要なとされる 5 ポイントに対して、特権セクターの基準（電子産業）の下で 1 ポイント、1 ポイントが中小企業の条件の下でこれに加わり、衰退都市に隣接する地域という投資場所でさらに 1 ポイント、合計 3 ポイントが獲得される。

PIZ 指針では、投資規模に比例することなく雇用の増加を求める。従って、投資家は少数の新規労働者の雇用を検討するよう忠告されると思われる（余剰の 1 ポイントと推測する）。

アップグレードされた施設は、マウオポスルキ地方にあり、投資家は、中規模企業としての資格があるため、PIZ 減免額は、アップグレードに要した適格費用の 45%になる（最大 6 億 7,500 万 PLN）。マウオポスルキ地方の場合、PIZ 決定は主に 12 年間で発行される。しかし、このアップグレードは SEZ に所在する施設に関連しているため、従前の SEZ を含む新しい投資にもなる。従って、例外として、PIZ 決定は 15 年間で発行される。

### 事例 3：地元の優れたセンターの設立

#### 事案：

大会社に該当する機械製造業の日本の投資家は、特に EU 市場向けの製品の調整と開発に主眼を置くために、ヨーロッパで最初の優れた拠点の設立を検討している。その拠点は、理想としては、ヴロツワフまたはクラクフ市内中心部の近くに位置したと考えている。拠点の予想費用は、主にリース、開発、および投資家のニーズに合わせた既存の土壤汚染設備の調整を含めて、700 万 PLN に達する。現時点では、拠点には最大 50 人のエンジニアが徐々に収容されることが予定されている。

#### PIZ 評価：

ヴロツワフ市とクラクフ市では、失業率がそれぞれ 1.7%と 2.4%（どちらの場合も全国平均の 60%以下）であるため、どちらの地域でも大規模な投資家が通常 PIZ 給付を受ける資格を得るには、少なくとも 1 億 PLN を投資する必要がある。

しかし、投資家が検討している優れた拠点というプロフィールは、PIZ 規則に規定されている研究開発関連プロジェクトの概念と一致していると考えられることから、最小適格費用は、実際には 500 万 PLN に限られ、ヴロツワフとクラクフの両方で基準を満たす。

質的基準に基づいて採点される点に関しては、少なくとも 6 ポイントがヴロツワフ（Dolnośląskie Region /województwo dolnośląskie に所在する）に必要なとされるのに対し、クラクフ（Małopolskie Region /województwo małopolsk に所在する）では 5 ポイントで足りる。どちらの場所でも、研究開発費用基準に加え、研究開発も含む特権セクターの基準に基づいて、少なくとも 1 ポイントを獲得することができる（PKWiU 2015 のコード 72）。

さらに、ヴロツワフとクラクフの両方で必要とされる輸出比率の達成により 1 ポイントが獲得される可能性がある（拠点は、内外の外国顧客に向けられていると想定されるため）。残りの 3 ポイント（ヴロツワフの場合）または 2 ポイント（クラクフの場合）は、高い給与と安定した雇用基準（とりわけ、平均総報酬が全国平均の約 4,200PLN を超えることを求められると想定される。）と同様に、これらの従業員の訓練または同等の条件により達成する可能性が高い。

検討されている二つの場所で利用可能な PIZ 減免額については、根本的な違いが生じる。ヴロツワフにある拠点は、10 年間付与される適格費用の最大 25%（175 万 PLN）の減免しか享受できないが、他方でクラクフの同じ拠点では、対象となる支出の 35%（245 万 PLN）の減免が 12 年間付与される。

#### 4. 現在の政府補助金（グラント）制度（PAIH によるもの）

政府による補助金は、当局によって確定され、またその時々でポーランド投資・貿易庁（PAIH）によって公表された内部規則に従って提供されるため、以下の情報は、適用される補助金交付規則の最新版に依拠して提供する。政府は、現在補助金制度の重要な見直しを検討しており、これは 2019 年に実現する可能性もある。その見直し前に投資家によって提出された補助金の申請は、現在の（おそらくより簡易な）資金調達規則から恩恵を享受することができると思われる。すなわち、2011 年 7 月 5 日に閣議決定された、「2011 年から 2023 年までの国民経済にとって重要性を持つ投資助成プログラム」に基づいて政府補助金は支給される。

##### 助成の形式

経済大臣と投資家の間で締結された契約に基づいて、補助金の形で助成が提供される。契約では、補助金については、（特定の年度に発生した投資費用に比例した年間分割払いで）投資家の誓約の履行度合いに比例して支払われるという支払条件を定めている。

##### 受益者

次の優先分野への投資を計画している企業は助成を申請できる。

1. 自動車セクター
2. 電気および家電製品セクター
3. 航空機セクター
4. バイオテクノロジーセクター
5. 食品加工セクター
6. 近代的サービスセクター
7. 研究開発（R&D）

プロジェクトの最低適格費用が 7 億 5,000 万 PLN で少なくとも 200 人の新規雇用が創出されるか、または 5 億 PLN と 500 人以上の新規雇用が創出される場合（重要性を持つ投資）、ほかのセクターへの設備投資を計画している会社も助成を申請できる。

補助金制度は、以下の二つのカテゴリーに基づく投資を助成する。

### 1.) 新たな職場の提供のための助成（雇用補助金）

セクター	雇用数	および	投資費用	最大限の助成レベル
製造業:* • 自動車 • バイオテクノロジー • 電気家電製品 • 航空機 • 農業・食品加工	250		4,000 万 PLN	3,200 PLN から 1 万 5,600 PLN まで ***
ビジネスサービスセンター (BSS)	250		150 万 PLN**	
研究開発 (R&D)	35		100 万 PLN**	
ほかのセクターにおける重要投資	200 または 500		7 億 5,000 万 PLN または 5 億 PLN	

\*失業率が全国平均の 75% を下回る地区にある投資プロジェクトには、助成は与えられない。

\*\*事務所スペース賃貸料を除く。

\*\*\*東部ポーランドの場合プラス 20%。

\*\*\*\*ポーランド東部では 5 パーセントの追加ポイント。

雇用補助金の額は、とりわけ次の要素によって決まる。

#### 1) 製造プロジェクトの場合

- 創出された新しい仕事の数
- 高等教育を受けた従業員の割合
- 場所

- 投資費用
- セクター
- 国際市場における製品の魅力

2) サービスプロジェクトの場合：

- 創出された新しい仕事の数
- 高等教育を受けた従業員の割合
- 場所
- 会社が提供するプロセスの複雑さ

## 2. 新たな投資のための助成（投資補助金）

セクター	雇用数	および	投資費用	最大限の助成レベル
製造業:* <ul style="list-style-type: none"> <li>• 自動車</li> <li>• バイオテクノロジー</li> <li>• 電気電化製品</li> <li>• 航空機</li> <li>• 農業・食品加工</li> </ul>	50		1億6,000万 PLN	適格費用の 1.5% から 7.5%****
重要性を持つ投資	200 500		7億5,000万 PLN または 5億 PLN	
研究開発 (R&D)	35		1,000万 PLN**	適格費用の 10% まで

\*失業率が全国平均の 75% を下回る地区にある投資プロジェクトには、助成は与えられない。

\*\*事務所スペース賃貸料を除く。

\*\*\*東部ポーランドの場合プラス 20%。

\*\*\*\*ポーランド東部では 5 パーセントの追加ポイント。

投資補助金額は、とりわけ、以下の要素により定められる。

- 創出された新たな雇用数
- 従業員一人当たりの投資費用
- 場所

補助金制度においては、国家予算から資金援助を受けるという条件の下、ポーランドで完了する投資プロジェクトに対してのみ助成が実施される。制度の運営者および国家による助成を授与する権限は、企業・技術大臣にある。ポーランド投資・貿易庁（PAIH）は、一連の投資プロジェクトに関する、「国民経済にとって重要性を持つ投資助成プログラム」省庁間委員会の準備と提供および財政的支援を提供する全手続きを実行するために必要なすべての文書の作成を担当する。各プロジェクトは、プログラムに定められた詳細な基準に基づいて、委員会により個別に評価される。インセンティブ効果の分析が最も必要とされる可能性が高いと思われる。

## 5. ポーランドにおける事業投資についてのほかの潜在的インセンティブ

### 5.1. 不動産税の減免

PIZ / SEZ によって受けられる恩恵とは別に、地方自治体（コミューン/ *gmina* のレベルで）は、土地、建物、およびインフラに課せられるポーランドの不動産税（RET）の減額または免除を提供することがある。従って、投資家には、プロジェクトに先立って現地の RET 法を見直し、どの投資が RET 助成に適格かどうかを検証することをお勧めする。重要なことは、投資家は、プロジェクトのいかなる作業も開始する前に、利用可能な RET 助成を使用するという意向を地方の税務当局に示さなければならないことである。RET の利益は累積され、それに応じて利用可能な PIZ / SEZ 減免が減少する。

### 5.2. 研究開発の軽減と助成

PIZ / SEZ や RET のような投資志向のインセンティブに加えて、研究開発活動やポーランドへの投資を奨励するための多数の税制も提供されている。

#### 5.2.1. 研究開発控除

特に興味深いのは、一般的な規則の下では、これらの費用を控除可能な費用として使用しているにもかかわらず（特別な研究開発専用センターでも、適格な研究開発費の 150%の控除を受けることさえ可能である）、ポーランドの研究開発活動に従事する企業は、課税標準から適格研究開発費用の 100%を控除できる点である。R&D 助成は、2016 年から適用されるが、2018 年から特に魅力的なものとなった。基礎的条件が大幅に改善されたためである。

研究開発軽減の対象となる費用は、多くの費用分類ごとに法律上すべて規定されている。例えば、研究開発スタッフの雇用費用（労働契約に基づいて雇用されたか、民法上の合意に基づいているかにかかわらず）、研究開発関連の固定資産、機器および材料、要した外部の研究開発作業費およびサービス費用、または知的財産の法的保護費用などが考えられる。

研究開発助成は、条件設定が自由なため、特に魅力的であることが実証されている。当局から許可または決定を得ることを要求することはない（これらは SEZ / PIZ 助成の場合）、大会社および中小会社の両方の投資家に、ほぼ同じ条件で適用される。さらに、助成の対象となる研究開発プロセスは、具体的な成果につながる必要はなく（特に、失敗した場合も含まれる）、具体的な解決策を生み出したとしてもこれらを実施する必要もない。

加えて、研究開発活動は必然的に新規性と革新性の要素を含むが、研究開発軽減は特定のプロセスを実際どのようにしなければならないかに関して具体的な要件を明示していない。特に、投資家自身にとって新しいものであるという条件で市場において活用できる。投資家の年間利益が、その会計年度に発生した研究開発助成金の全額を消費するのに至らない場合、その剰余金はその後の 6 年間にわたり繰越控除することができる。

研究開発軽減に関連する要件も非常に限られている。適格研究開発費用を記録した個別の内部記録の保存および年次納税申告書の提出が含まれる。それでも、ポーランドの子会社で研究開発軽減を実行する前に、マッピングを実行し、税法の範囲内で適切な研究開発とみなされるプロセスおよび活動分野を特定すること、潜在的な適格研究開発費用およびその結果としての税務上の恩典を見積もること、軽減のシームレスな適用を確保するために取るべき実際的な行動を列挙し確定することが、最善のビジネス実務といえる。

現在の税法の下では、研究開発軽減は PIZ 軽減と、条件次第で SEZ の恩恵とを組み合わせることができる。EU 基金の助成金と組み合わせることもできる。

### 5.2.2. イノベーションボックス

2019 年以降、企業は、イノベーションボックスの適用をすることも可能である。これは、ポーランドでの研究開発活動を支援する新しいツールであり、この方法では、コンピュータソフトウェアに対する特許や著作権などの適格知的財産の商業化によるポーランド企業の適格収入は CIT が 5% となる（企業収益に適用される一般的な CIT19% と比較）。イノベーションボックスは、ある知的財産が登録される前であっても、その知的財産の登録申請が提出されると、そのような登録が、知的財産プラットフォーム内でなされていれば、ポーランド内外のいずれかで有効である限り、すぐに適用される（コンピュータソフトウェアの登録は一切必要ない）。

CIT が 5% となる適格知的財産からの収入には、そのような知的財産の販売またはライセンスからの収入だけでなく、その知的財産に対応する商品またはサービスの価格部分も含まれる。仲裁決定または裁判所の判決に基づいて取得したその知的財産の侵害に対する補償も同様である。

重要なのは、適格知的財産からの適格所得が CIT5% の適用を受けるためには、その知的財産が独自の研究開発活動を通じて、または、関係のない当事者から購入した研究開発サービスに基づいて、ポーランドの子会社によって開発された場合のみであるという点である。従って、知的財産がポーランドの子会社によって受領または購入された場合、あるいは、グループ内の研究開発サービスに基づいている場合、それに応じて適格所得のうちイノベーションボックスに組み入れることができる割合は減少する。

研究開発軽減の場合と同様に、イノベーションボックスを適用するための実質的かつ形式的な要件はかなり限られている（主として内部勘定の維持を含む）。ただし、知的財産項目ごとにアカウントを個別に保持する必要があるため、また、イノベーションボックスの対象となる企業収益の一部を除外する必要があるため、これらの義務は研究開発軽減の場合よりも若干複雑になる場合がある。

依然として利用可能な状況であれば、PIZ 軽減および SEZ の恩恵と並行してイノベーションボックスを適用することが可能である。EU 基金の助成金と組み合わせることもできる。

## 6. 利用可能なインセンティブ（優遇措置）についてのポーランドと近隣中東欧諸国との比較

中東欧諸国は近年、大幅な柔軟性を保ち、外国資本の直接投資を引き付けるため、投資家に魅力的な税制の制定、積極的な投資奨励制度、その他事業を促進するいくつかの主要な改革を含めた決定を行っている。中東欧諸国が外国人投資家に提供するインセンティブには次のものが含まれる。

CEE country 中東欧諸国	EU Funds EU 基金	Government grants 政府補助金	CIT reliefs 法人税軽減	R&D tax reliefs 研究開発税軽減	Possible cumulation 適用可能性の整理
Poland ポーランド	✓	✓	✓	✓	YES
Czech Republic チェコ共和国	✓	✓	✓	✓	YES
Slovakia スロヴァキア	✓	✓	✓	✓	YES
Hungary ハンガリー	✓	✓	✓	✓	YES